

群馬の行政地名

群馬県立女子大学教授 北川和秀

- ⑫・佐為評
- ・一斗（飛鳥京跡木簡） *佐位郡

- ⑪・挂草郷……（多賀城跡木簡） *勢多郡桂萱郷か

I. 飛鳥・奈良時代の木簡・金石文等に見える上野国の郡郷名

- ①・碓日評□大□少丁〔丁カ〕
鹿支多比（飛鳥京跡木簡） *碓氷郡

- ②・上野国甘楽郡新屋郷□……

- ・上戸宋宜部猪万呂養錢……（平城京木簡） *甘楽郡新屋郷

- ・上野国緑野郡小野郷戸主物部鳥麻呂戸中男作物鹿腊代雜……

（平城宮木簡） *緑野郡小野郷

- ④・大前里六……（平城宮木簡） *緑野郡大前里

- ⑤・九月十四日上野国〔緑野カ〕□□三□

- ・□□国□（左側面）（平城宮木簡） *緑野郡

- ・上野国緑□□足□□

- ・米五石代（秋田城跡木簡） *緑野郡

- ⑦・上毛野国車評

- ・□□□（藤原宮木簡） *群馬郡

- ⑧・上毛野国車評桃井里大贊鮎（藤原宮木簡） *群馬郡桃井里

- ⑨・□吾妻〔國力〕（平城宮木簡） *吾妻郡

- ⑩・□□□〔國勢多カ〕（平城宮木簡） *勢多郡

⑥・貰前奴木乃佐
額部奴加倍
⑦・新屋尔比也
小野乎乃
拔鉢

④・酒甘
丹生
那非
端下
宗伎
端上
有只
那射

甘樂郡

①・飽馬安木末
石馬
坂本佐加毛土
磯部伊曾倍
石井伊波井
野後
駅家
浮因
②・多胡
高渠太加無曾
佐没
長野奈加乃
若田和加多

片岡郡

③・貴前奴木乃佐
酒甘
丹生
那非
端下
宗伎
端上
有只
那射

II. 倭名類聚抄における上野国の郡郷名

- ⑬・上野国山田郡大野郷□□里鴨部子□村輸押年魚大贊陸斤〔田後カ〕天平八年十月
（平城京木簡） *山田郡大野郷田後里

- ⑭・□上野国山田郡真□……（平城宮木簡） *山田郡真張郷

- ⑮・大荒城評胡麻□（藤原宮木簡） *邑樂郡

- ⑯・邑樂□〔郡カ〕（平城宮木簡） *邑樂郡

- ⑰・弁官符上野国片岡郡綠野郡甘良郡并三郡内三百戸郡成給羊成多胡郡……

- ⑱・上野国甘良郡の織裳・韓級・矢田・大家、綠野郡の武美、片岡郡の山等の六郷を割き
て、別に多胡郡を置く。（続日本紀和銅四・三・六） *片岡郡・綠野郡・甘樂郡織裳郷
・辛科郷・八田郷・大家郷・綠野郡武美郷・片岡郡山奈郷・多胡郡

多胡郡
⑨山宗也末奈 織裳於利毛 辛科加良之奈 大家武美 浮囚八田

(高)は高山寺本(天理図書館蔵。平安時代写)

緑野郡
林原八也之波良 小野乎乃 升茂高足 佐味大前 尾張保美 土師波尔之

浮囚山高

那波郡
朝倉阿佐久良 鞘田佐也多 田後多之利 佐味 委文之土利 池田伊介多

⑩葦東尔良都加

群馬郡
長野奈加乃 井出小野乎乃 八木上郊加無佐土 畔切安木利 島名之萬奈

群馬桃井毛毛乃井 有馬安利萬 利刈止加利 駄家白衣

吾妻郡
長田奈加太 伊參伊佐萬 大田於保太

利根郡
渭田奴未太 男信奈萬之奈 笠科加佐之奈 吳桃奈久留美

勢多郡
深田田邑多無良 芳賀波加桂萱加以加也 真壁萬加倍 深渠布加無曾

佐伊郡
⑯名橋奈波之 岸新反治 佐井淵名布知奈 駄家雀部佐々伊倍 美侖

新田郡
新田津野加須乃 石西祝人波布利 淡甘駄家

山田郡
山田大野於保乃 園田曾乃 真張萬波利

邑楽郡
池田伊岐太 足太比木太 八田也太 長柄

(二十卷本『倭名類聚抄』卷七)

〈主な校異〉①野後能之利(高) ②多胡多古(高) ③貫前奴支乃左岐(高)、貫前奴木乃佐木

(東) ④那波(高) ⑤有旦(高) ⑥額田部(高) ⑦新居述比也(東)

⑧抜鉢(高) ⑨山字也末奈(高) ⑩葦東ミラツカ(高) ⑪井出為豆(高) ⑫

上郊加无豆左乃(高)、上郊加无佐止(東)、上郊加无止佐乃(東) ⑬深田フカタ(高)

⑭邑田(高) ⑮桂萱(高・東) ⑯佐位郡(高・東) ⑰多橋(高) ⑱園田

ソノタ(高)

*底本は元和三年、那波道円の校訂による古活字本
(高)は高山寺本(天理図書館蔵。平安時代写)
(東)は天正本(大東急記念文庫蔵。室町中期写)

III. 明治二十二年の新地名の由来(群馬県の場合)

◎明治二十年頃、日本国中には約七万一千の町村があった。これはほとんど江戸時代以来のものであり、近代日本にとつて、一つ一つの町村の面積はあまりにも狭すぎ、行政上不都合だった。そこで、全国的に大規模な町村合併が行われることになり、町村合併標準提示(明治二十一年六月十三日内務大臣訓令第三五二号)に基づき、約三〇〇～五〇〇戸を標準規模として実施された。その結果、明治二十二年の全国の市町村の数は一万五千になった。この大合併の折、江戸時代以来の村名は大部分が大字として残り、今に至っている。都市部を除いて、今に残る大字の大部分は江戸時代まで遡れる貴重な地名である。

群馬県においては、明治二十年頃に約一千あつた町村が、明治二十二年の合併で二〇八に統合された。この二〇八の町村名の由来を分類する。

A. 合併しなかつた町村……15

①旧来の町村名のまま……14

②少し変更……1

③利根郡沼田町・西群馬郡渋川町・佐位郡伊勢崎町など

④少しうまくいってある

⑤利根郡北大島村が大島村と改称(南大島村は他の村と合併)

B. 当時の行政地名を採用、あるいは加工して採用……93

①地名に冠した「上」「下」等の文字を削除……4

*碓氷郡の東上秋間・西上秋間・中秋間・下秋間の四ヶ村が合併して秋間村、碓氷郡

の上後閑・中後閑・下後閑の三ヶ村が合併して後閑村など。

②城下町名・宿場名を採用……3

*西群馬郡高崎町、東群馬郡前橋町。両者はともに江戸時代の城下町。

*那波郡の福島・南玉・上飯島・上之手・角淵・下新田・上新田・与六分・斎田の九ヶ村が合併して玉村町。玉村はこの地にあつた江戸期の宿場名。

③合併した町村のうちの一つの町村名等を採用……39

*吾妻郡の中之条・伊勢の二町と西中之条・青山・市城の三か村が合併して中之条町

*碓氷郡安中町、北甘樂郡富岡町、綠野郡藤岡町、新田郡太田町、邑楽郡館林町など

④合併した町村のうちの一部の町村名を加工……14

* 碓氷郡の上磯部・西上磯部・東上磯部・下磯部・大竹の五か村が合併して磯部村

* 多胡郡日野村、西群馬郡佐野村、山田郡桐生町など

⑤合併した町村内の字名等を採用……3

* 西群馬郡の駒寄村は、大久保村と漆原村とが合併して成立したもので、新村名は村中央の大久保字駒寄を採つた。

* 他は、利根郡池田村、西群馬郡豊秋村

⑥合併した町村名を合成……24

* 「足して二で割る」方式。西群馬郡の中山村と尻高村とが合併してできた高山村は、

尻高と中山の各一字をとつて合成したもの。

* 西群馬郡の金島村は、阿久津・祖母島・金井・川島・南牧の五ヶ村が合併して成立

したもので、新村名は金井と祖母島の各一字をとつて合成した。

⑦合併した町村名の漢字を合成……1

* 西群馬郡の清里村。これは、池端・野良犬・上青梨子・青梨子の四ヶ村が合併して

できた村で、村名は、池端の池の字のさんざいと上青梨子・青梨子の青とを結合し

て清、野良犬の野の里偏をとつて清里と命名。

⑧合併した町村の一部を併称……1

* 新田郡の本町・藪塚・山神・大久保・六千石・寄合の六ヶ村が合併してできた藪塚

本町という町名は、藪塚と本町とを併称したものであろう。新幹線の駅名や高速道

路のインターチェンジ名には、安中榛名、燕三条、渋川伊香保など、併称が見られ

るが、明治二十二年の群馬県内の新地名で併称と考えられるのは藪塚本町のみ。

⑨郡名……4

* 碓氷郡臼井村、緑野郡美土里村、西群馬郡久留馬村、片岡郡片岡村

C. 自然地名や神社名を採用、あるいは加工して採用……27

①川や沼の名前を採用……12

* 利根郡の七ヶ村が合併してできた白沢村。この村名は、地内を南北に貫流する白沢川に由来する。

* 他に、利根郡片品村、吾妻郡名久田村、緑野郡神流村、邑楽郡多々良村など

②川の名前を合成……1

* 南勢多郡の木瀬村は、村内を流れる桃木川と広瀬川との合成地名。

③川の名前と位置等……2

* 利根郡利南村、碓氷郡烏淵村

④山・丘や原野などの名前を採用……7

* 南勢多郡の十三ヶ村が合併してできた南橘村。この村名は、古くから人々に親しまれてきた橘山の南側に所在することから。

* 他に、碓氷郡東・西横野村、西群馬郡相馬村、南勢多郡北橘村など

D. 古地名を復活……31

①和名抄の郷名……12

* 西群馬郡の中里・保渡田・生原・井出の四ヶ村が合併して成立した上郷村。村名は、

群馬郡上郷郷による。

* 他に、吾妻郡伊参村、北甘樂郡新屋村、緑野郡小野村、南勢多郡桂萱村など

②和名抄の郷名と現行村名との合成……1

* 利根郡桃野村は、上津・下津・月夜野・小川・石倉の五ヶ村が合併して成立。村名

は、和名抄の吳桃郷と月夜野村との合成

③それ以外の古地名……14

* 邑樂郡の板倉・糲谷・岩田・内藏新田の四ヶ村が合併して成立した伊奈良村。新村

名は、かつて旧板倉村の一部を伊奈良の里と称したことにならむといふ。

* 他に、西群馬郡箕輪村、佐位郡赤堀村、新田郡笠懸村など

○ 上毛野伊奈良の沼の大蘭草他所に見しよは今こそ益れ（万葉十四・3417）

④万葉集の地名……4

* 多胡郡の九ヶ村が合併して成立した入野村は、万葉集東歌に詠まれている「多胡の

入野」が黒熊のあたりに比定されるという説を採用して命名された。

○ 吾が恋は現在もかなし草枕多胡の入野の将来もかなしも（万葉十四・3403）

* 南勢多郡の八ヶ村が合併して成立した黒保根村は、万葉集東歌に詠まれている「く

ろほの嶺ろ」にちなむ。

○ 上毛野久路保の嶺ろの葛葉がた愛しけ子らにいや離り來も（万葉十四・3412）

* 他に、北勢多郡久呂保村、北勢多郡赤城根村

E. 地名によらない命名……36

①合併した町村の数を示す……4

* 西群馬郡の六郷村は、上小鳥・下小鳥・筑縄・上小塙・下小塙・上並榎の六ヶ村が

合併してできたので「六郷」と名づけられた。

* 他に、佐位郡三郷村、新田郡九合村、邑樂郡六郷村

②合併町村の数を雅字に置き換える……1

* 吾妻郡の久賀村は、入須川・西峰須川・東峰須川・須川・布施・師田・猿ケ京・吹

路・長井の九ヶ村が合併してできたので、「九ヶ村」と名づけるべきところ、雅字

を充てる。

* 神社名を採用……5

* 緑野郡の山名・木部・阿久津・根小屋の四ヶ村が合併して成立した八幡村。村名は、

山名に鎮座する旧郷社八幡宮にちなんだ。

* 他に、南勢多郡宮城村、新田郡生品村、邑樂郡長柄村、邑樂郡永楽村

③ 地形による……7

* 山田郡の川内村は、合併した五ヶ村が渡良瀬川の内側に位置することに由来する。

* 他に、碓氷郡川間村、東群馬郡上・下川淵村、西群馬郡堤ヶ岡村など

④ 古代の施設による……5

* 西群馬郡の有馬・八木原・半田の三ヶ村が合併して成立した古巻村は、古代この地に牧場（有馬の牧）があったことにちなむ。

* 他に、西群馬郡国府村、西群馬郡東村、利根郡古馬牧村、利根郡湯ノ原村

⑤ 古代の施設十合併町村数……1

* 緑野郡の九ヶ村が合併して成立した美九里村は、平安時代にこの地に高山御厨が設置されたことと、九ヶ村の合併であることを掛ける

⑥ 郡内等における位置……5

* 吾妻郡の五ヶ村が合併して成立した東村は、吾妻郡の東部に位置することによる

* 那波郡上陽村は、利根川の北陽で那波郡の上部に位置することから

* 他に、利根郡東村、南勢多郡東村、佐位郡東村

⑦ 由縁の氏族名による……4

* 西群馬郡の北牧・白井・吹屋・横堀の四ヶ村が合併して成立した長尾村は、白井城主長尾氏にちなむ。

* 他に、西群馬郡大類村、那波郡名和村、新田郡綿打村

⑧ その地の故事等から……3

* 西群馬郡の西横手・宿横手・中島・上滝・下滝・下斎田・八幡原・宇貫・板井・滝の十ヶ村が合併して成立した滝川村は、織田信長の家臣滝川一益にちなむという。

異説に、地内を流れる滝川にちなみ、同川開削に尽力のあつた江原源左衛門重久が滝川の名を許された功績をたたえる意味を込めて命名したという。

* 他に、吾妻郡嬬恋村、佐位郡采女村

⑨ 元号……1

* 西群馬郡の小倉・上野田・下野田・北下・南下の五ヶ村が合併して成立した明治村は明治の元号にちなむ。

⑩ その他……5

* 那波郡の十ヶ村が合併して成立した豊受村は、土地が豊穣で五穀がよく稔ることを意味するとともに、伊勢崎が伊勢神宮によつた地名なのに対し、伊勢の外宮である

豊受大神宮にちなんで名付けられたといふ。

* 南勢多郡の十三ヶ村が合併して成立した富士見村は、村内の各地から富士山を望むことができるのこと、また「富士見十三州」（晴天の日には富士山頂から十三の国が見える）の語にちなむ。

* 山田郡の下新田・如来堂・天王宿・蕪町・天沼新田の五ヶ村が合併して成立した相生村は、域内の中新田村にある天然記念物の相生の松の名の如く、益々相繁盛し、

相生長しようとの意から

* 山田郡の八ヶ村と太田町字強戸口とが合併して成立した毛里田村は、「毛の（國の）里の田」の意

* 邑樂郡の五ヶ村と瀬戸井・萱野・赤岩村の各一部とが合併して成立した富永村は、この地域が比較的富裕であつたことにより命名されたといふ。

F. 調査中……6

* 利根郡水上村、南甘樂郡神川村、南甘樂郡中里村、南勢多郡敷島村、南勢多郡新里村、山田郡福岡村

◎明治二十二年の町村合併に伴う新地名は、実に様々に工夫して命名されたものであつた。その多くは、全くの無から有を生み出すのではなく、既存の地名を使って作られたものである。また、失われた古地名の復活も目立つ。

V. 平成の合併による太田市の旧新田町地域の町名

旧町名継承で長い地名 新太田市

来年三月の合併で発足する新太田市の町名で、新田町だけ新町名の前にすべて「新田」を付けることが正式に決まつた。しかし、住所表記が最長十文字になつたり、読みにくいや地名もあり、合併する四市町の一部住民から「長く、紛らわしい」との声が上がつてゐる。歴史的な背景のある「新田」の名を残したい新田町の熱い思いが今回の措置になつたが、今後、論議を呼ぶ可能性もある。

太田市新田多村新田町

新市の住所表記は先月の法定合併協議会の正副会長会議で決まり、合併期日の来年三月二十八日から使用される。新町名は現太田市がそのまま、尾島、新田、薮塚本三町は大字名から「大字」を削除した名称に町を付ける。新田町だけ新町名の前にすべて「新田」を冠するため、統一性を欠き分かりにくい表記も一部出てくるといふ。

町村名の継承は県内他地域の合併でも自治体間で対応が分かれるケースが出ているが、新田町で現在の「新田町大字市（いち）」は「太田市新田市町」となり、「市」が二つ並ぶため地元以外の人には紛らわしい印象を与えそうだ。「新田町大字多村新田（たむらし

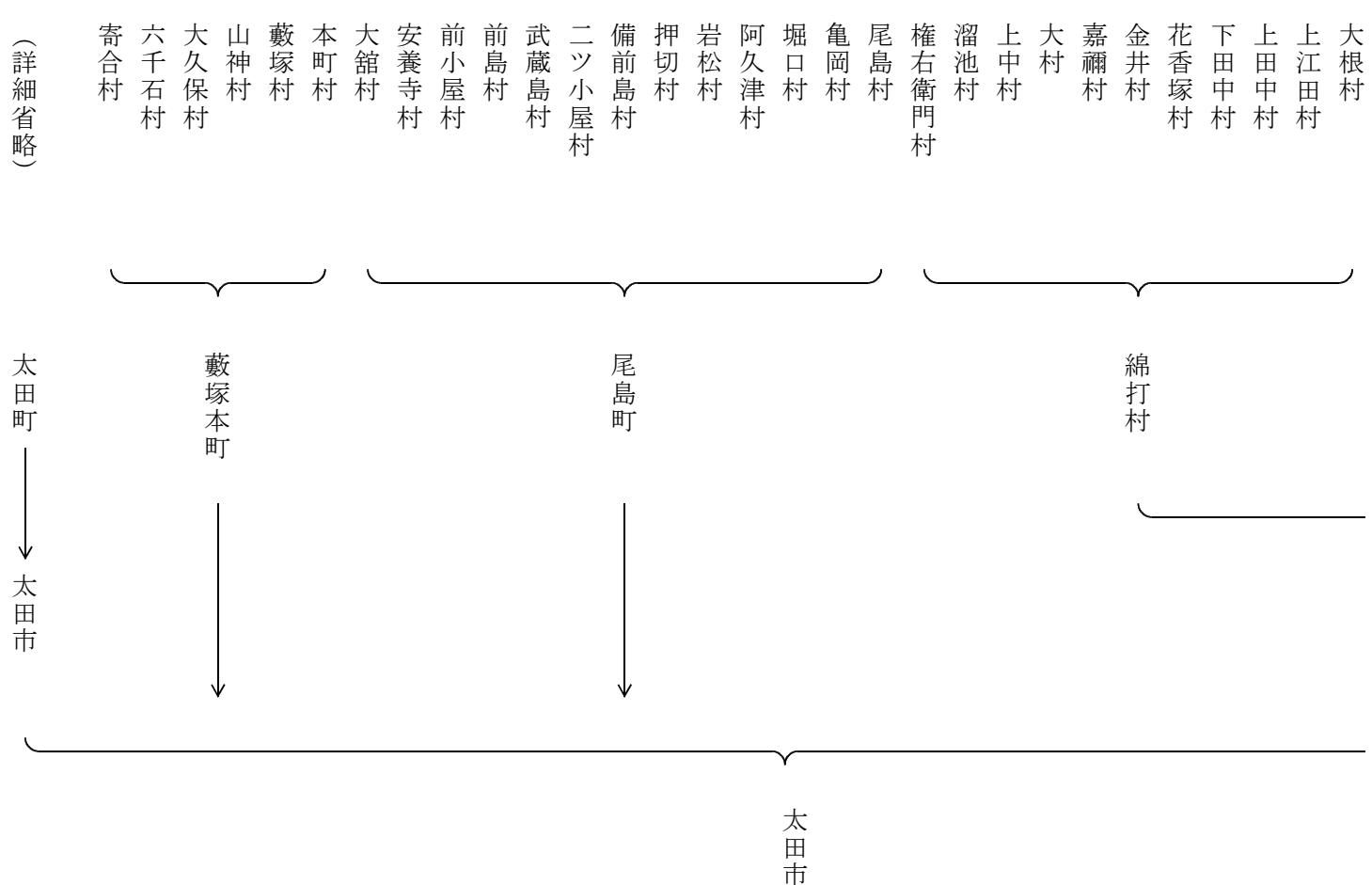
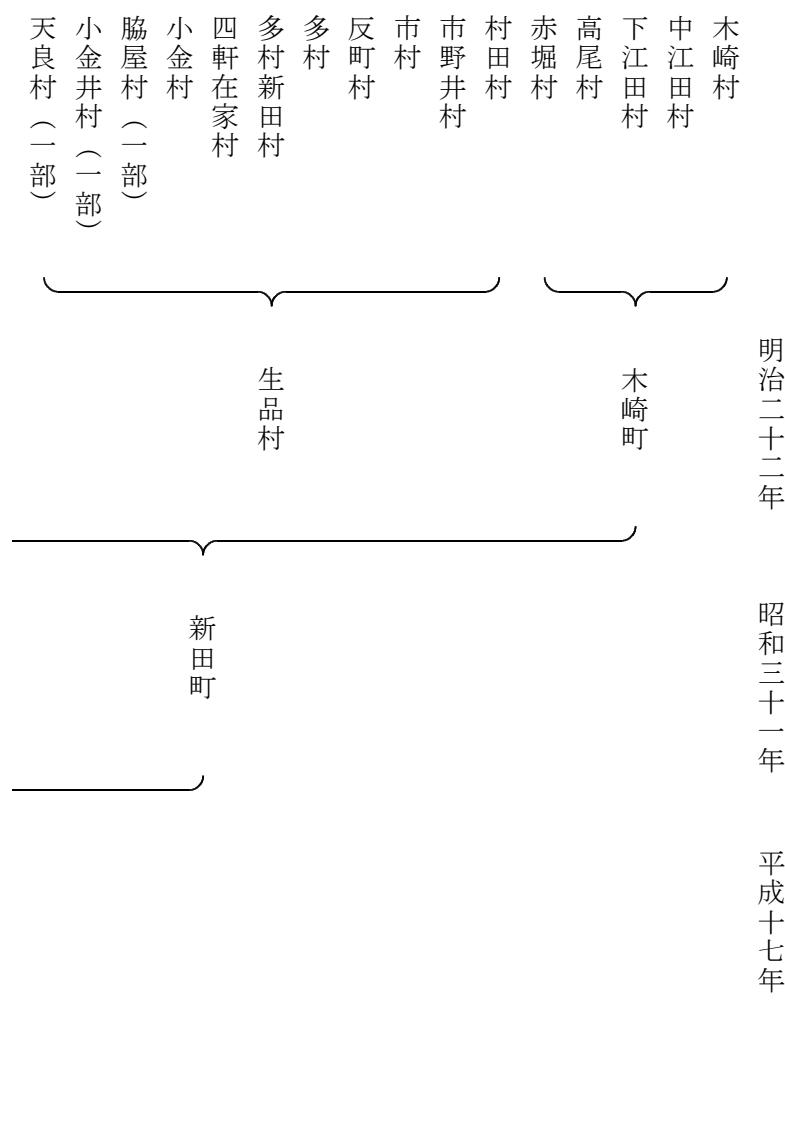
んでん」は「太田市新田多村新田町」と新町名が七文字と長く、この中で「市・村・町」が混在する表記に。同様に複雑な名称はほかにもある。

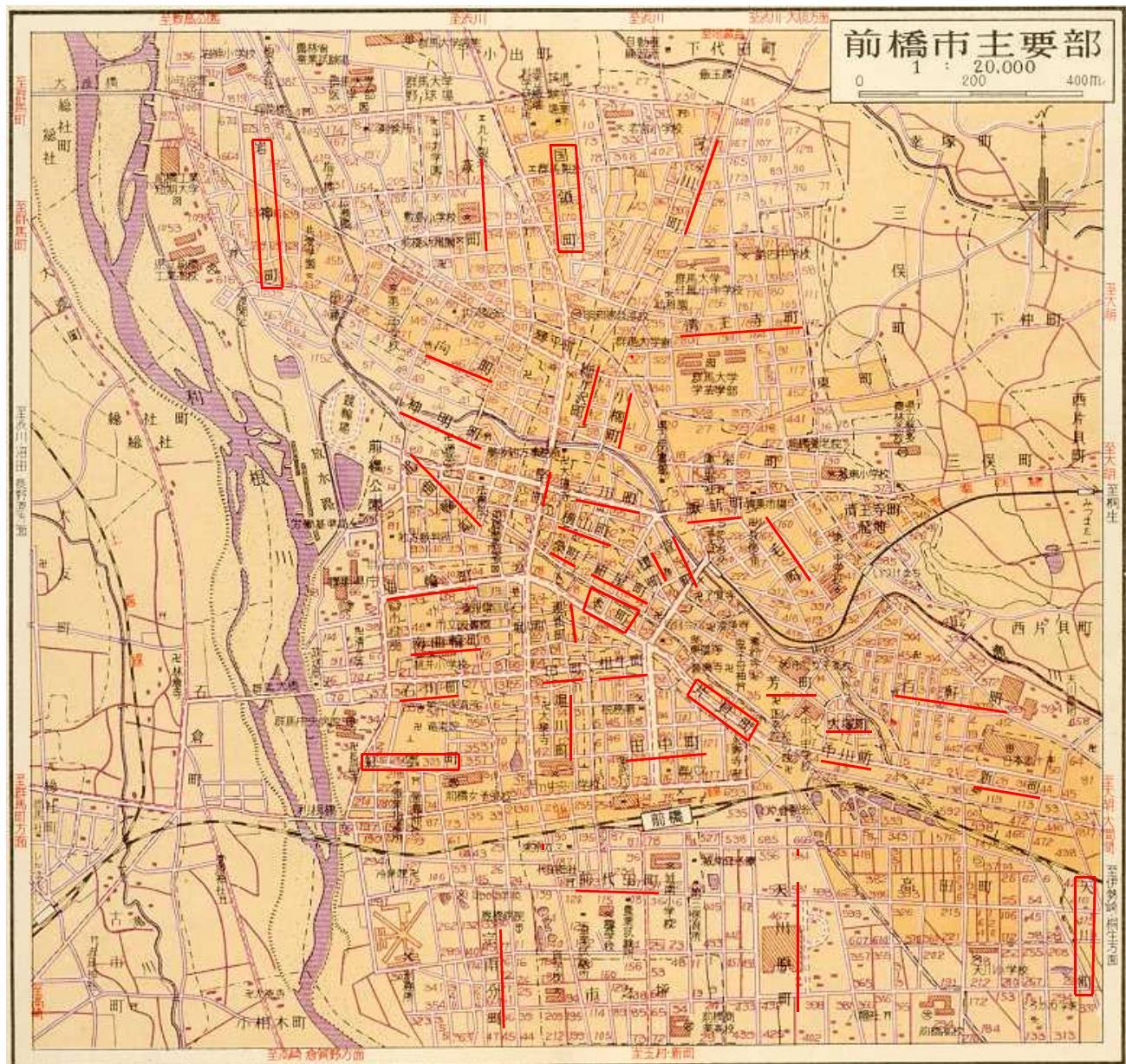
新田町が「新田」にこだわる背景には歴史的な意義のほか、議論が白熱した新市の名称問題がある。四月の法定協で、同町は「新田市」を強く主張したが、投票の結果「太田市」に決定。「大字新田」が存在しない同町は、合併で「新田」の名称が消えてしまうため、新町名の在り方を検討した。

町役場などの公共施設が集積する金井地区に新たに「大字新田」を設けたり、一部地区に限つて「新田」を付けることなどを考えたが、最終的にはすべてに付けることを決め、法定協に要望した。区長会への説明では、「『新田』を付けることはない」「長くなる」といった少数の異論もあつたが、了承された。

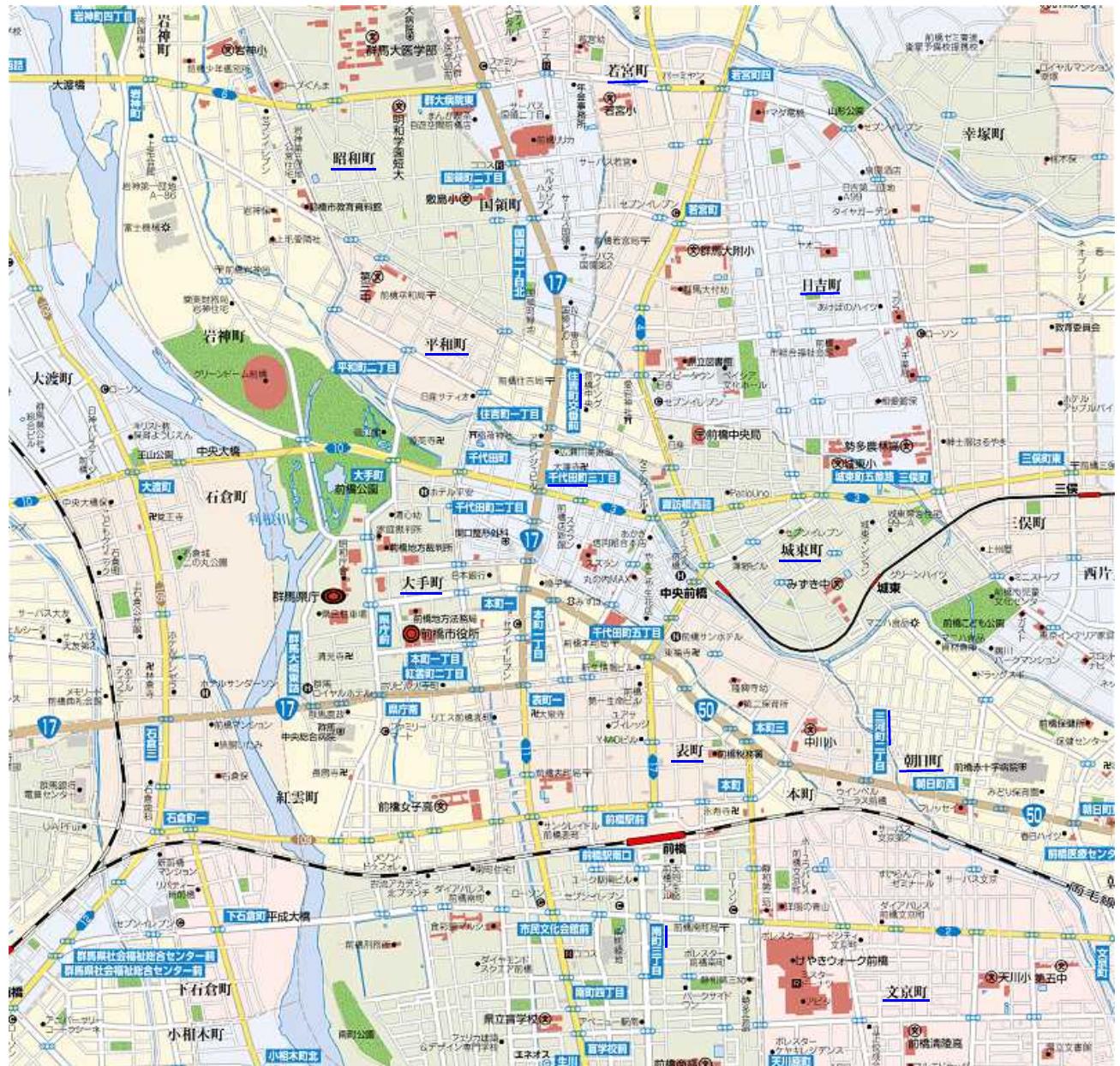
法定協事務局は「町名は住民などの要望で変更も可能だが、合併時は決定通りの住所表記でスタートする」と説明している。

(平成十六年十一月二十四日 上毛新聞)





【昭和 32 年前橋市中心部地図】



IV. 「住居表示に関する法律」による新地名（前橋市の場合）

*この法律は、昭和三十七年五月一〇日に施行された。これによって、行政や郵便配達等の合理化が図られたが、その一方、長年親しまれてきた多くの町名が統合や廃止によって失われた。

*明治二十二年、石川町・南曲輪町・曲輪町・北曲輪町・柳町・神明町・堅町・立川町・横山町・桑町・紺屋町・本町(○)・連雀町・田町・堀川町・田中町・相生町・片貝町(○)・榎町・萱町・芳町・大塚町・中川町・新町・百軒町・諏訪町・小柳町・細ヶ沢町・向町・北神明町・一毛村・岩神村(○岩神町)・萩村・国領村(○国領町)・才川村・清玉寺村・天川村(○天川町)・前代田村の一部・紅雲分村の一部(○紅雲町)・宗甫分村の一部・天川原村の一部が合併して「前橋町」が成立した。

これらの地名のうち、「住居表示に関する法律」の実施後も残ったのは○印を付けたもののみで、他は失われた。

*これらに代わって新しく付けられた町名は、大手町・千代田町・表町・三河町・朝日町・城東町・日吉町・若宮町・住吉町・昭和町・平和町・文京町・南町など。